

## 特集・進行する 「臨教審」状況

# 「初任者研修」は教師を

## どうしようとするのか

——新潟県の実態と問題点——

### 「初任者研修の試行」研究班

はじめに

「初任者研修の試行」をめぐる情勢

一九八七（昭六〇）年八月七日、中曽根首相直属の「教育改革」機関である臨時教育審議会（以下「臨教審」という）は最終答申（第四次答申）を首相に提出して三年間の任を終えた。

答申は、これまでの提言を整理し、二一世紀に向けての「教育改革」の重要な視点として三つ（個性重視の原則）「生涯学習体系への移行」「変化への対応」を改めて強調した。そしてその具体方策に「評価の多元化」をあげて、子どもの学力差別を正当化し更に推し進め

ようとしている。「成熟化の進展」「国際化の進展」「情報社会への対応」などの名のもとに海外進出、「産業構造の転換」を進めている財界の要求をストレートに反映させている。

そして最終答申は、新たに「日の丸」「君が代」教育の義務化を明確にすると共に、教職員組合への攻撃・教員統制を提言している。「戦後教育の総決算」をもうろむ臨教審の答申を受け、その名をかりた文部省は、昨年八月二一日省内に「教育改革実施本部」を発足させ、その具体化をすすめてきた。

今春、一九八八年一月二五日に再開される第一二二通常国会には次にあげるような教育関係重要法の改悪

案が集中して提案されようとしている。

○「戦後初の大改悪」といわれる、教員免許に学歴主義を導入しようとする**教育職員免許法の改悪**。

○臨教審の、答申の目玉として打ち出された初任者研修制度を本格実施するために、新任教員の条件付(仮)採用期間を現行の半年から一年に延長する**教育公務員特例法の改悪**。

○地方教育委員会を強化するために教育長の専任化と任期制(四年)をもちこむ**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改悪**。

○財界奉仕の超エリートを養成する総合研究大学院の創設や、大学入試に新テストを導入するための**国立学校設置法の改悪**。

○臨教審体制を全面的に実施していくために必要な「**学校教育法**」の改悪。

○さらに、臨教審路線を内閣直属で全面的に推進するための**ポスト臨教審**の設置法案も、すでに年末の予算折衝でその予算が認められている。

加えて、かき忘れてならないのは、臨教審のめざす「**教育改革**」の学校教育のコンテンツとしての教育課程審議会のとめ(昨年十一月二四日)、答申(十一月二四日)、そして指導要領の改訂がなされることである。

この改訂の特徴は、学校教育について戦後最大の抜本的な改定を提起していることである。

憲法・教育基本法の民主教育の理念と制度を根本的に破壊しようというもので、国民の基本的権利である教育権にたいする重大な挑戦であるといわざるをえない。

教育課程の「まとめ」は、「国際社会に生きる日本人としての自覚」「国家・社会への帰属意識」などのかん養を「学校教育の基本にかかわる問題」としてことさらに強調している。

そして「君が代」「日の丸」教育を強制し、それへの「理解」と「尊重」を社会科教育で徹底するとしており、「**基本的人権の尊重**」は教えず、「**国を受する心**」や「**公共につくそうとする態度**」「**しつけ**」などを重点的に教えこもうとしている。文部省はこれを受けて、小学校六十七年度、中学校六十八年度から一斉に、高校六十九年度の一年生を皮切りに、指導要領の改定を本格実施に移そうとしている。

(以上、教育法の「改悪」「改定」の詳細は本書後ページの資料編を参照)

以上のように臨教審提起が具体化され、戦後民主教育の「分岐点」ともいわれる状況の中で「初任者研修

の「試行」(以下「試行」という)が、新潟県の四市三町(長岡市・小千谷市・見附市・栃尾市・越路町・三島町・与板町)の三五校、五八人の新任教員を対象にして実施されている。

「試行」は先きのべた臨教審答申の実現をめざすために行われたものであることを先ず銘記しておくことを忘れてはならない。

本論では、この「試行」が、県民父母・子どもにとってどのような意味をもつのか、そして教師をどのようにしようというのか、を事態に即して探り、あきらかにしていくことにする。

#### (一) だれがのぞみ、期待した初任者研修制度か

一九八六(昭六十二)年四月二十三日、臨教審は第二次答申を中曽根首相に提出した。

第二次答申の「主な内容」として七つの課題があり、その一つの「教員の資質向上」の第一番目に「一年間の初任者研修制度創設」がうたわれている。

第二次答申提出の翌日(二四日)の新潟日報は「初任者研修制度」について、

「第二次答申の中で実効が最も期待されているのが新任教員に対する初任者研修制度。教員問題が浮上する

度に「試補制(教員のインターン制)」として長年論議されながら、その度に挫折し、日の目をみなかっただけに「この制度が実現するだけでも、臨教審をつくった意義は十分ある」と言い切る自民党文教族、文部官僚もいる。」と報じている。五月二六日の新潟日報「社説」は、「教員資質向上策の審議に望む」の中で、「初任者研修制度は政府、自民党がこれまでたびたび導入を図り、その都度、実現できずにきたもので、文部省にとっても大きな懸案事項の一つだった」といい、「審議の過程で、教員の資質向上にぜひ必要だという形で出てきたものとは違う」と断じ、「個性の尊厳や個性の尊重を前面に打ち出した今回の答申の流れからいっても」「古い類型に教師をはめ込もうとする初任者研修制度は極めて異質なものだ」といい、「臨教審でも、第三部会長の有田一寿氏が当初からぶちあげていたもの」と論じ、「初任者研修制度が導入され、戦前のような「国定教師」がぞくぞく誕生しては、それこそ日本の教育は重大な危機に陥るだろう」と深い懸念を表明している。

このように「試行」とその制度化は、長い間の自民党の願望であり、自民党教育行政の懸案だったのである。

五月二十三日、海部元文部大臣は、この臨教審の答

申具体化のため、東京・霞が関ビルで開かれた教育職員養成審議会（以下「教養審」）総会に出席し、教員の資格・能力の向上方策」について、「教員の資質・能力の向上は今日最も重要な政策課題だ」「教育および教育改革の成否は教員の指導力にかかっている」とし、教養審はこれを受け直ちに、次の五点にわたる検討を開始した。

①文部省が六十四年度実施を目指している新任教員に対する一年間の初任者研修制度のプログラムづくり  
②教育実習を含めた大学の教職課程履習科目内容の見直し

③社会人の教職登用のための「特別免許状」の創設など教員免許制度の柔軟化

④一次答申提起の六年生中等学校の教員資格  
⑤現職教員研修の体系的整備ーなど

この諮問で戦後の教員養成・研修の抜本的な改革に向けて始動することになる。

「試行」はこうした、関連する「国定教師」づくりの諸施策と共にでてくるのである。

「自由新報」（一九八七〇年三月十日）は、「初任者研修の試行」に向けて次のように新任教師への励ましのことをおくっている。

「しつかり新任教師諸君」の見出しで、「新人の教師に対し、教育の実際を指導する『初任者研修制度』が今年四月から試行という形でスタートすることになり、文部省はまず、東京をはじめ、三六都道府県で実施すると発表した。年間七〇日程度などとする実施要項のほか、民間企業へ派遣しての体験研修やパソコン研修なども盛り込んだ研修計画が試行される。教師としての使命感を持たせるためにも、また、教員の資質向上策としても、この制度によせる父兄の期待は大きい。」  
といい、また別項で、こうもいつている。「この動きに対して日教組は『教員を型にはめる管理統制になる』と反発しているが、しかし、意欲に燃える新人教師から、この制度をのぞむ声が年々ふえていくという。そしてそれを裏付けるかの如く、『昨年度から実施している長崎県では初任研により教科指導の力が身につく、経験二・三年の教員をしのぐほどの効果をあげ、しかも校内で授業研究が盛になって、周囲にいい影響を与えている』と大いに評価している。

このように、自民党が年来求め期待し、なりもの入りで評価し、文部官僚が懸案の一つとしてきた「初任者研修」を新潟県の教育行政も積極的に受入れ実施にふみきったのである。

(二) 「初任者研修の試行」をすすめるようとする県教育行政の意図とその計画の概要

1 県教育行政の目的と財政措置

一九八七(昭六二)年四月一日、新潟県教育委員会は昭和六二年度新潟県における「初任者研修の試行」実施要項を制定した。

(1) 「試行」の目的

その目的には、

「試行」は、新採用教員に対して実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。」とある。

教師の「使命感」とはなにかを県教委は深く考え討議したのだろうか。新潟県の子どもたちに、非行、不良行為、いじめ、登校拒否、高校中退、学力低下等の「教育の荒廃」の増大する実情をみて教師の使命感を考えたのだろうか。県民父母が新潟県の「教育荒廃」・「子どもの発達の危機」状況を深く心配し、共にその克服をしていきたいと考えていることをわかって、県教委は新採用教員に身につけてほしい「幅広い知見」をイメージしたのだろうか。立案された実施計画を見る限りその内容を知ることができない。

県民父母も子どもの現実を見ながら教師に「研修」をしっかりしてほしい、一人ひとりの教師に、「豊かで柔軟性のある人間らしい識見」をもってほしいと切ない気持でねがっている。自分たちの子育てを反省しながら。

そして、教師の研修の必要性を痛感しており、その内容を次の七点に整理することができる。

ア、子どもの成長、発達についての人間を大切に科学的な認識を身につけてほしい。

イ、多様な個性、さまざまな発達段階にある子どもに対応し得る柔軟で奥行の深い識見を身につけてほしい。

ウ、人間を大切にし、平和を大切にする教育とはなにか、という民主教育論を身につけてほしい。

エ、指導方法についての知識と力量を幅広く豊かに高めてほしい。

オ、専門分野についての力量を高めてほしい。

カ、教育実践についてのすぐれた経験、教訓が日本中にたくさんあるがそれらをたくさん摂取してほしい。

キ、以上のような実践体験をもって、地域住民と語りあい地域の教育力を高めるための実践ができる教師になつてほしい。

県教委は、県民父母の多くが自分の子どもの育ち、教育を日々目にしながら、以上のようなねがいをもっていることを知っているのだろうか。そのような県民にこたえる「教師研修」づくりの行政責務を考えて「試行」の実施を考たのだろうか。実施計画の文言に、それを見ることができない。

## (2) 「試行」の財政措置

「試行」の目的のところであつたように、県民父母のねがいに応えるという立場に立つた県教委の「試行」の施策かどうかに疑問をもつ、といったが、そうした意味で、およそ、五千万円のこの財政措置は、県民の目から見たら「ムダ」か、それどころかかえって県民がのぞ子どもを大切にする教育にマイナスになるものにこれだけの金を、と思うにちがいない。

たとえば五千万円のお金は、県担教員（県が負担する教員）を十人増やせる財源である。この十人を今増えつつある登校拒否の子どもの訪問指導教員にあてたらどうだろう、などと考えることもできる。

自民党政府の政治日程では、昭和六十四年に「初任者研修制度」を全面的に実施し、現在六ヶ月の試験任用を一年に延長することが計画されている。

そのとき、県教育行政は、県民のねがいには応えず、

政府自民党のいうままにそれを実施していくことが予想される。全面実施時の財源は五千万円などというものではない。県民みんなですっかりと全面実施される六四年度の財政措置を監視していかなければならないと思う。

表 1

①総額	②国庫補助	③一般財源
49,953千円	24,967千円	24,979千円
④事業内容		
1. 初任者研修試行実施協議会		506千円
2. 指導主事訪問		159 "
3. 指導教員配置		35,175 "
(1) 非常勤務配置報酬		34,995 "
(2) 旅費		180 "
4. 試行実施校長等連絡協議会		755 "
5. 対象教員研修		4,522 "
6. 研修資料等作成		1,028 "
7. 県宿泊研修		7,808 "

## 2 「試行」の計画の概要

### (1) 「試行」の対象地域と学校

①四市三町（長岡市・小千谷市・見附市・栃尾市・越路町・三島町・与板町）の三五校、五八名の教員

### ②その対象校と対象教員数

。「試行対象教員の指名は、当該学校長の推薦をうけて県教委が指名する」とあるが、どのような観点と理由をもって選ぶのかはわからない。

。「対象教員の校務分掌の軽減は当該教員の研修が無理なく行えるよう、校長が全校体制の中で行う」とあるが、学校が全体として一日一日の教育実践を一人ひとりの子どもの発達に責任をもってスムーズに行なっていくためと、対象教員が学校の中の一構成員として育っていくようにするという配慮はなにもない。「校内体制」（実施要項）の中に「学校全体としての協同的な指導体制」・「指導教員は、他の教員と協力して」・「学校全体としての協力体制」を施行対象教員の研修のために当該校長は整備する」とある。しかし対象教員の研修日が年間一〇五日の中で、学校全体の協力体制を組むことは難事業である。

のちほどのべるように現在でもゆとりのない学校

は協力体制を組めば組むほど多忙化が更にすすみ、学級経営、教科指導・学校運営に混乱を生じることが予測できることであった。

### (2) 実施体制

計画は「試行」の期間を六二年度一年間とし、その実施主体として、「洋上研修を除き」、関係市町村教育委員会の協力のもとに県教委が実施するとした。

「試行」の実施体制を推進するため次の機関をおくとして、次の機関を置いた。

#### ①試行実施協議会、（構成）

- ・ 県教育庁関係職員 八名
- ・ 県立教育センター関係職員 一名
- ・ 教育事務所関係職員 四名
- ・ 関係地区・生徒指導主事 二名
- ・ 関係市町村教育長 七名
- ・ 実施学校長代表 三名

当協議会の開催回数は年六回としている。

#### ②施行実施校長等連絡協議会（年二回）

#### ③教科指導員連絡協議会（年二回）

#### ④指導主事の派遣

「試行」の実施状況を把握し、必要な指導、助言等を行う、として年延回数一二回、訪問先は、試行実施

表2

種別	地域	学 校	学級数	対象教員	中 学 校	中 学 校	27	2
小 学 校	長 岡 市	中島小	14	1	"	宮内中	24	2
"	"	細瀬小	8	1	"	東北中	28	2
"	"	四郎丸小	18	2	"	江陽中	15	2
"	"	橋吉小	19	2	"	東中	20	3
"	"	川崎東小	15	2	"	小千谷市 片貝中	7	1
"	"	大島小	22	3	"	" 小千谷中	22	2
"	小千谷市	東小千谷小	20	2	"	" 東小千谷中	12	2
"	"	片貝小	12	2	"	見 附 市 見附中	16	1
"	見 附 市	名木野小	21	2	"	" 西中	13	1
"	"	今町小	26	2	"	" 南中	14	2
"	新 尾 市	上塩小	6	1	"	" 新 尾 市 東谷中	6	2
"	"	新尾南小	20	2	"	" 越 路 町 越路中	15	3
"	越 路 町	岩塚小	14	1	"	" 三 島 町 三島中	9	2
"	三 島 町	臨野町小	13	1	"	" 与 板 町 与板中	9	1
"	与 板 町	与板小	19	1	養護学校	長 岡 市 柏崎養・のぎく分校	6	1
中 学 校	長 岡 市	大島中	13	1	"	" 月ヶ岡養・あけほの分校	8	1
"	"	青島台中	6	1	"	見 附 市 まごころ養護	7	1

校、関係市町教委、教育事務所となっている。

(3)教員定数等の配置・指導教員・教科指導員  
教員定数の配置は次のようになっていいる。

① 試行対象教員一人配置校に非常勤講師を一人配置する(年間一〇五日、一日八時間)。

② 試行対象教員二・三人配置校には、教員定数を一人加配する。

③ 教科指導員をおく学校には教科指導員一人につき非常勤講師を一人配置する。

実施計画と内容、そして研修時間配当からいって、試行対象校の学校全体の業務は、以上の補充、加配で充足できそうもない。また非常勤講師といっても子どもにとって見ればちゃんとした一人の教師であり、常勤教員となんらかわらない教育責任をもつからその待遇、任用、勤務様態は慎重を期すべきであるのだが。  
・ 指導教員は、関係学校の教頭、教諭又は非常勤講師の中から学校長の意見を聴いて、所管する教委が命ずる。とある。

・ 教科指導員は、関係学校又はその近隣の学校の教頭、教諭又は非常勤講師の中から、校長の意見を聴いて、所管する教委が命ずる。とある。

(4)年間指導(研修)計画及び指導報告の提出



年間研修計画と種類と日数は次のようになってい  
る。

①指導教員を中心とした研修

年間七〇日、週二回程度

・一般研修(約三五日)・授業研修(約三五日)

学習指導、生徒指導、服務等を講話、観察作業、協  
議、演習等でおこなう。

②教育センター等における研修

年間三五日、週一日程度

宿泊研修、県立教育センターにおける研修、授業協  
力校における研修、市町村教委における研修、他校訪  
問による研修、グループ研修。

ここでは学習指導、児童生徒理解、カウンセリング  
技術、公務員としての服務等を講義や演習等の他に近  
隣学校等における模範授業参観、初任者の研究授業、  
他校種教育施設等の参観、ボランティア活動等が行わ  
れる。

③洋上研修(文部省の主催するもの)

これは一部参加するとあり、日数は十日間(実施計画  
の詳細は資料編で)

年間授業日数(二四〇日ほど)のおよそ半数の時間  
を試行対象教員は「研修」にとられる。また、その準

備のための計画づくり、おわたあとの報告書づくり  
等を考えたら、新潟県の教員としての指導力、使命感、  
幅広い知見は育ついとまもなく追いまくられる研修と  
なるう。また、指導教員も多忙をきわめて大変である。  
もつと大変なのは両者に受持たれている子どもたちで  
ある。

このように予測される困難さ、教育的マイナスの中  
で、県教委の「研修の実施に当たっての配慮事項」は次  
の四点である。

(5)年間指導計画等の作成及び研修の実施に当たっての  
配慮事項

①試行対象教員に対する配慮

試行対象教員に対する研修は、試行対象教員の意欲  
を大切にしよう配慮する。

②校内体制への配慮

試行対象教員に対する研修に当たっては、学校全体  
としての充実した指導体制を確立する必要もあり、校  
長の指導の下に、指導教員を中心に、研修内容に応じ  
て全教職員が協力して、試行対象教員の指導に当たる  
ものとする。

③保護者への配慮

研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社

会の理解や協力が得られるよう適切に配慮するものとする。

#### ④新採用教員研修との関連

試行のうち特に教育センター等における研修の実施に当たっては、現行の新採用教員研修との関連に十分配慮し、両者の有機的関連を図るものとする。

以上の配慮事項のなかに「子どもたちの指導への配慮」がどうしてないのか不思議である。

#### ③「試行」の実状とその問題点

「初任者研修の試行」が臨教審の第二次答申に初めてできたのではなく、自民党文教族の長い間の懸案であり、文部官僚の一部で期待していたものであることは先に述べた。臨教審でも審議の過程でできたのではなく、第三部会長の有田一寿氏が始めから発言していたもので、中曽根前首相の「戦後教育の総決算」いわゆる戦後の民主教育を「オーバーホールする」言動にのってできたものであることがはっきりしてきた。

そして、県の教育行政が県民の教育への願い、期待も考慮することなく文部省のいうとおりに「試行」にふみきってから、すでに九ヶ月を経た。

以下において、九ヶ月間の「試行」の実際がどのようにおこなわれ、なにが問題なのかを教職員組合の調査資料、関係している方々への訪問、試行対象校の計画実践資料、対象校の先生方からの聞きとり、意見、感想をもとにして述べていく。

#### 1 「試行」にふりまわされる対象校

指導教員の選任は、殆んどの対象校で校長が一方的に決定し、県・市町村教委に報告し任命している。「研修の実施に当たっての配慮事項」（以下「配慮事項」）のなかに「校内体制への配慮」があり、そこには「学校全体としての充実した指導体制を確立……全教職員が協力して……」とあるのに、対象校では「指導教員」の選任のところから上意下達体制で、「充実」と「協力」を校内でつくる配慮はされない。

指導教員は小学校では教頭や教務主任が選任されているところが多い。教務主任が当たっている場合その本人の授業は一〇時間ほどになる。

対象校によっては学年主任が当たっている場合もあり、その本人の授業時間は一五時間となっている。

中学校の指導教員は、教務主任か生徒指導主事になっている。この場合の授業持時間は、教務主任で九時

間、生徒指導主事で一五時間というのが一般的となっている。

ここで、対象教員の研修時間について（校内）もう一度ふりかえておこう。

研修時間は週二回（一回二〜三時間）組まれることになっていて。そして、年間七〇時間のうち、五〇時間位は「初任者指導教員」が行い、残りの二〇時間ぐらいは「他の教員がやってもよい。」ということになっている。

また、指導教員は「連絡調整」を司り、対象教員の指導は普通一般教員がやる、というシステムになっている。

さらに、研修対象教員が研修・出張の時の学級（担当教科）の指導は学校にまかされているのである。

指導教員、指導する一般の教員にしても、対象教員を指導するための準備は大変である。自分の担当もある。例えば来週の指導が「生活指導の本校の課題」がテーマだとする。資料をあつめ、整理し、指導書（指導要領・県教委の出版物・他校の研究物）を読み、「生活指導」に関する図書を読み、講義細目をつくる。大変な労力と能力を動員し、時間をつぎこまねばならない。その他に「試行」以外の通常の学校・学級運営の

ための担当実務もあり、担当する子どもたちのために指導の準備がある。そうでなくとも多忙を極めている校内全体の慢性的な多忙化に更に拍車をかけることになる。

加配の非常勤講師がどれだけの戦力になるのだろうか。対象教員の出張による空き時間のために自分の学級を空けての指導とその準備はなにを意味するのだろうか。

とりわけ、年間一〇五日も学級をあげられる子どもたちにとって、新任教師はどういう意味をもつのだろうか。

学校教育の多忙さは、教師から創造的、自主的な教育活動を奪い、管理教育に、とりわけ一日いちにちの「仕事をこなせばよい」という実務（事務）主義に教育をおいやり、子どもの人間らしい発達をすすめていく努力を学校から奪いとっていくはたらきをする。

こうした状況、対象校の多忙さが極度にすすむ中で、「対象教員」に「実践的指導力と使命感」「幅広い知見」が養われ、育つのだろうか。

その実情を次に見ていく。

2 先生は「研修」子どもは「自習」の「試行」のシステム化

(1)校内研修はどうなっているか。  
 へB小学校例

表 3

日・時	研修内容	形態	対象者	指導者
五月 八日(金)	学級経営	協議	一名	校長
〃 十三日(水)	校内研修	協議	一名	研究主任
〃 十五日(金)	(新採用教員研修)	第四銀行会場	(出張)	
〃 十八日(月)	「オアシスタイム」について	協議	二名	指導教員
〃 二二日(金)	集団行動のあり方	観察	二名	生活指導主任
〃 二六日(水)	グループ別研修	見学	一名	〃
〃 二七日(木)	集団行動のあり方	演習	二名	〃
〃 二八・二九日(金)	教育センターへ		二名	(出張)

※「オアシスタイム」というのは「オハヨウ」「アリガトウ」「シツレイ」「スママセン」のように形から入り「奉仕の精神」を養うタイム

これはB校の五月の研修状況である。

指導・研修の内容は、小・中学校とも文部省・県のプランをひな型にして、週二日で、一日平均二〜三時間程度となる。

小学校の場合、研修運営の連絡調整は指導教員(教

務主任)がやり、対象教員に対する実際の指導は、学年主任、生活指導主任がやっている。そのため、学年主任・生活指導主任の仕事や学級の仕事とその分だけでおろそかにされる。対象教員の学級だけでなく、具体的に指導にあたる先生方の担当学級も自習が多くなるということである。

さらに、小・中学校ともに、実施するための計画書の明細、実施後の一日いちにち、指導内容ごとの実施報告書の提出が義務づけられ求められている。また、研修記録簿も付けさせられているのである。

実施報告、研修報告では、対象教員本人が記録し、それに指導教員が目を通して修正補強ということが実際の作業であろうが、そのためにとられる労力も馬鹿にできないものがあると予想できる。この労力消費にどんな意味があるのだろうか。

(2)「研修センター」での研修

ある対象教員は、一学期に九日間研修センターで研修を受けたという。参加のしかたは、勿論、強制参加・義務参加である。

研修事項は次のようである。

。他校訪問(小・中学校へ)

。平和祈念祭に参加

。良寛堂に行く

。精神病院内にある野菊学園（障害児学校）

校外研修日と学校行事が重なった場合は、学校では校外研修を優先して参加させている状況である。B小学校の例であるが、運動会と校外研修日が重なり、校長が県に連絡して、学校行事を優先させた事例も一部ある。

このような実状のなかで問題点を関係者の発言をもとに整理してみると、次の三点があげらねる。

A 学校行事があっても「研修」優先で、対象教師は板ばさみ的となり、学年や学校は困る。また、担任である対象教師が留守の学級の子どもたちはだらけて目もあてられない状況だという。

I 教育センターでの研修は、大学で学んだことや、実習で学んだこととダブルことがありやってもあまり意味のないことが多い。

例えば、OHPの技術などわかり切っていることを集められて講習させられる。指導する側もどうも仕方なくやっている節も見えるという。

U 学習することが盛りだくさんでこなし切れない。多くをつめこむだけで、センターでの研修は形式のみという研修が目立つ、という感想が多い。

(3) 自由のない宿泊研修

勿論、強制宿泊（義務）である。

宿泊施設での生活は、日の丸掲揚、君が代の斉唱から始まる。毛布のたたみ方から、掃除のしかた、飲酒のはてまでの規制があり大変なものである。なかには、学校での仕事をもちこんだ先生がいたが、昼の研修が終わったあとも「してはいけない」とまで言われている。

勤務時間外にも研修プランが組まれていて夜の計画も入っている。十五年戦争時代の初年兵の兵舎生活の訓練状況を想起させられる。参加させられた対象教員の多くは「規制づくめの生活でいや気がさした」といっているが、なかには「比較的苦しくなく、自由もあった」という声もある。

洋上研修については、十一月一七日から十日間の日程でおこなわれ、新潟県からも五八名の中からえらばれて若干名参加しているが、未調査でここではふれることができない。

(4) 「試行」を父母はどう受けとめているか。

以上のような、研修の実際や問題点をとくに、試行対象教員・研修担当者のクラスの生徒の受けとめ方は

どうかについて次にのべてみる。

県教委が「初任者研修の試行」にあたり、「保護者や地域社会の理解や協力を得るよう適切に配慮するものとする」といったことは先に紹介した。

長岡市の対象校の三つの学区の関係者に問い合わせたが、そうした配慮による働きかけ、まして「適切な配慮」にもとづく「理解や協力」を求めるようなことはなかったという。このような配慮事項は、官庁の形式主義によるものだったのかも知れない。

それはさておき、地域の父母の反応は次のようである。

#### ①父母の反応

「先生、また出張かや」「授業がおくれて困るのでは？」という声はあるが、初任者の苦しみとか、学校の大変さは殆んど伝えられていない。

#### ②クラスの生徒の反応

生徒の多くは、初め先生が教室を空けることを喜んでいて。「先生、おこられに行くんる。」と。ところが三年生(中学)では、「困る」という。進学が目の前にぶらさがっているからであろう。

(5)「試行」対象教員、研修担当にあたった指導教員の悩み

#### ①対象教員

なんととっても学校・学級を空けることが不安であるとの教師もいる。多様な知識は入ってくるが、子どものことがさっぱりわからなくなるといい、中には「それほど困ることはない。」という新任教員もいる。また指導してくれる指導内容がつけやきばのものが目立つことも訴えている。

子どもたちの進路も気にかかり心配である等も中学校の対象教員の発言にある。

毎週出張があるので、子どもや父母に申しわけないという気持が働き、出張当日の昼ごろギリギリになってから「出張するよ」というようになってきたと対象教員は述懐する。

#### ②指導教員(研修担当者)

「研修」指導回数が多すぎる。きつい内容の活動であることを理解して、もっと回数を減らしてほしい。とねがっている。

以上のような実情を新潟県教職員組合長岡支部の対象校分会訪問やアンケート、集会での発言を集約したものを「『試行』実施校の実態」として整理したもの

(第三七次教育研究集會リポート四一六ページ)があるので本誌資料編九九頁を併読して頂きたい。

以上に見るように新潟県における「初任者研修の試行」が教師をどうするものか、ということをはばわかつて頂けるのではないかと思うがどうであろう。

端的に言えば、新潟県の教師が、子どもたちや県民父母に目を向けず、国家の施策に忠実になるための仕あげの仕事なのである。一月二五日再開される第一一二通常国会の中で各種教育法を改悪し、現在の新任教員の期限付採用六ヶ月を一年に延期して、国家の政策に忠勤を励む教師づくりをする、という「初任者研修の制度」を確立するための「試行」実施なのである。

「君が代・日の丸」教育の義務化がうち出され(十二月二十四日教育課程審議会答申)ていることと同時にすめられている「試行」実施である。私たちは憲法教育基本法をあらためておもおこし、民主教育を守る新たな世論と運動をもちあげていかなければならない。

教育基本法の前文は次のようにのべている。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、

根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなくてはならない。

ここに、日本国憲法の本質に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

私たち日本人は、この理念に則り、戦後四二年間、民主教育の実践活動を展開してきた。一九五〇年代以降の教育の反動化をすすめようとする自民党の攻撃にめげず、数え切れない民主教育の実践と理論をつくりあげてきた。

それに対し、中曽根前首相、それを誠実に受け継ぐ竹下登首相は、誰のために、なにをめぐして、「戦後教育の総決算」といって、各種教育法の改悪をすすめようとするのか、教師を国家に忠誠を誓い「日の丸」「君が代」をたたえるものにしてしようとして「初任者研修の制度」化を、国民(県民)の教育へのねがいを無視してすすめようとするのか。

教育基本法、第一条(教育の目的)は次のようにいつている。

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない。」

県民・父母の殆んどは、憲法の第九条の実現をねがい、第二五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の実施を心から願っていることと一緒に、教育基本法第一条の教育目的を支持している。屈折したさまざまな表現をしながらも、本音のところではみな支持している。

にもかかわらず、新潟県の教育行政は、県民の声はきかず、充分な論議をすることもなく、憲法や教育基本法の理念を逸脱するのに道をひらく「初任者研修の試行」を実施したのである。

六二年度での財政負担は五千万円ほどであるが、六四年度の全面実施になると、義務制学校だけで五億二千万円ほどの試算になるといふ。高校を入れた全体の実施予算はぼう大な財政負担を余儀なくされるだろう。(詳しくは本誌「資料室」参照)

このお金を県民が心からねがっている福祉、教育にまわしていくのが県民のための行政だと考える。

この稿を終わるにあたって、今、必要な教師の研修とはなにか。行政はその研修に対してどうすべきかを述べておきたい。

### おわりに

詳細な新潟県の子どもの実情を述べる余裕はここにはないが、子どもたちの非行、不良行為は克服されず、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるどころか増えている。教師の子どもに対することはの暴力、体罰も「教育」という名において日常的に行われている。高校生の中途退学者は昭和六〇年度史上最高の一九〇三名を見るに至った。

今、新潟県の子どもたちは「人間らしく育つことが困難な家庭環境」「人間らしい交流のできない地域環境」「学ぶことの楽しさとわかることの喜びを味わうことのできにくい学校環境」におかれている。

今、新潟県の教師にとって研修の重点は、以上のような子どもたちの状況を全体としてしっかりと知ることである。

さらに、子どもをつつむ三つの環境(家庭・地域・学校)がどうして、子どもたちが人間らしく成長・発達



することができない、できにくいものになったのかを探究していくことである。そしてさきにあげた県民父母がねがっている教師研修七項目を考慮し、受けとめて「自主研修」の道を切り開き発展させていくことが教師の現在の研修課題となるだろう。

職員会議の形骸化と管理強化と上意下達方式の教育システムが進み、行政研修による多忙、勝敗主義の部活に追われ、子どもたちの問題行動の多発、授業がうまく成立しない、という状況の中で教師はつかれ、ストレスがたまり、教師自身が登校拒否になりかねない状況にある。

こうした勤務条件を抜本的に改善していく教職員集団(教員組合)のたたかいが県民の期待にこたえる自主研修づくりの要件になることはいうまでもない。

しかし、そのたたかいても、県民がつよくのぞんでいる教師研修の七項目の追求、それからくる一人ひとりの子どもを大切にす教育実践なくして成立しないこともたしかである。

教育公務員特例法第十九条は「教育公務員はその職責を遂行するために、絶えず研究と修業に務めなければならない」とある。「研修」は「研究と修養」の意味である。これには自主性と自律的態度を前提とする。

国家の、一つの政党の教育方針、一つの教育方法を無批判に身につけていくものではない。

教育というのは、教育基本法前文・第一条の目的に明示したものをいう。一人ひとりの個性ある子どもの「尊厳を重んじ」ることを前提として、そのうちに秘める可能性、資質を最大限に伸ばしていくという目的をもった活動である。それは、教えるものと教えられるものとの間の複雑な精神活動、人間的な信頼関係をぬきにして成立しない活動である。

だから、政治の力、行政の力、権力の不当な干渉などによって侵すことのできない自主性と創造性がどうしても要求される活動が教育なのである。だから教育基本法第一〇条(教育行政)「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきものである」が規定されたのである。

「天皇のため」といった十五年戦争の軍国主義教育を深く反省した民主主義教育の出発は、文部省がつとに宣言しているところである。

「新教育は、生徒の個性を重んじ、その自発性をとおとぶとともに、先生の教え方にもじゅうぶんに自主性を認める……これからは先生が自分で教育のしかたをくふうし、自ら教材を集め……生徒の知識欲を満足さ

せるよう指導していくことができる。新教育は、それだけに先生にも重い責任を負わせているわけであるが、責任は重くなっても、自主的な教育には、先生が自分自身うちこむことができるから、教えることの楽しみもそれだけ大きくなるはずである。教える方も、学ぶ方も、伸びのびと楽しく課業を進めていくのでなければ、ほんとうの教育の効果はあがらない」（文部省著作教科書「民主主義」下、一九四九年）。

今こそ、教師、教職員集団（学校）、行政は戦後教育の初心にかえって、新潟県の子どもたちのための教育を建設する「研修」をつくっていくときである。

（文責・木村隆利）



**一章 県内のいじめ**……………沼波 貞夫

**二章 実践記録**

1. たったひとりじゃ、むりだよ……………村岡 一人
2. いじめを発達の節に……………渡辺 政和
3. 学級の中の差別をどう克服したか……………宇貝 博
4. S子への差別にとりくむ……………高山 恰
5. 暴力・いじめは許さない……………上杉 俊孝

**三章 実践記録から何を学ぶか**……………阿部 好策

——いじめ克服の焦点——

**四章 父母・PTA・地域が**

いじめにどう対処するか……………高橋 武昌

「新潟県のいじめ白書」  
——いじめはなくせる——

頒価 550円

にいがた県民教育研究所